



WebでEco! 地球環境保護にぜひご協力ください。

「WebでEco!」とは、地球環境保護のため、本冊子「ご契約のしおり(兼保険金請求方法のご案内)」、「ペット保険普通保険約款および特約」および「保険金請求書」の送付を省略させていただくことです。弊社ホームページから閲覧・ダウンロードができます。ご協力いただける場合は、マイページの「WebでEco!」からご登録ください。次年度のご継続時より、送付を省略させていただきます。

※多頭契約の場合、契約ごとの登録が必要です。



メールアドレスをぜひご登録ください! 弊社では、メールアドレスをご登録いただいた方へメール配信サービスを行なっています。

- 保険金請求受付メール……… 保険金請求を受付けたことお知らせします。
- 保険金支払い手続き完了メール…… 保険金のお支払い手続きが完了したことをお知らせします。
- メールマガジン……… どうぶつの健康に関する情報等を配信します。

※当メールの配信は、PCのメールアドレスを登録されている方が対象となります。



保険金の不正請求に関する情報がありましたら、ご連絡ください。

弊社では、ペット保険の健全な発展・運営や被保険者様に対する保険金の適正な支払いの観点から、保険金の不正請求に関する通報、相談を受付けております。お心あたりの事案がございます場合には、以下より通報、相談をお願いいたします。

<http://www.anicom-sompo.co.jp/fair/> ☎ **0120-971-378**

受付時間: 平日 9:30~17:30 / 土日・祝日 9:30~15:30

お問い合わせ・各種手続きはあんしんサービスセンターへ

あんしんサービスセンター **0800-888-8256** 携帯電話 P H S OK! 受付時間: 平日 9:30~17:30 土日・祝日 9:30~15:30
※サービス向上のため、通話内容を録音させていただきます。



ホームページからもお問い合わせ・ご質問を受付けております。 <http://www.anicom-sompo.co.jp/>

■ 保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関) 弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **そんぽADRセンター** ナビダイヤル(有料) **0570-022808** 受付時間: 平日 9:15~17:00 (12月30日~1月4日を除く)
IP電話からは **03-4332-5241**

詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

■引受保険会社

anicom
アニコム損害保険株式会社

〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー39階

YK037-1709-00



アニコム損保のペット保険

**どうぶつ健保
ぷち**

ご契約のしおり (兼 保険金請求方法のご案内)

お手元で保管し、ご契約後の
手引きとしてご活用ください。



「ご契約のしおり(兼 保険金請求方法のご案内)」について

この冊子は、アニコム損保(以下、「弊社」)のペット保険(以下、「どうぶつ健保」)についての重要事項、「どうぶつ健保」の内容、ご契約時やご契約後にご注意いただきたいこと等、ぜひ知っていただきたい事柄のご説明と保険金請求についてのお手続き方法を記載しています。また、別冊の「ペット保険普通保険約款および特約」もあわせてご一読の上、大切に保管いただきますようお願いいたします。

弊社の目指す「あんしん」とは

どうぶつは大切な家族。家族がケガや病気をしたら、できる限り世話をし、早く元気になってほしいと願うのは、誰もが同じ気持ちです。弊社は「どうぶつ健保」を通じて、ご契約者をはじめご家族の皆様にも一日も早く笑顔が戻ってほしい、と願っています。家族の笑顔と健康の回復、そして何より豊かなどうぶつの暮らしこそ、弊社の目指す「あんしん」です。

anicom
アニコム損害保険株式会社

どうぶつ健保ぷち専用 2017年10月

ご契約のしおり 目次

主な用語のご説明 …… P 1

第1章 ご契約のしおり

1 | ご契約に際して

- 1 個人情報の取扱いに関するご案内 …… P 3
- 2 代理店の役割 …… P 3
- 3 保険料控除 …… P 3
- 4 保険会社破綻時の取扱い …… P 3

2 | 保険の特長と仕組み

- 1 「どうぶつ健保ぶち」概要について …… P 4
- 2 クーリングオフ制度(契約申込みの撤回等について) …… P 4
- 3 契約条件について …… P 4
- 4 ご契約者および被保険者 …… P 5
- 5 告知義務等 …… P 6
- 6 補償内容について …… P 6
- 7 保険期間と保険責任 …… P 6
- 8 待機期間 …… P 7
- 9 主な特約とその概要 …… P 7
- 10 補償の重複 …… P 8
- 11 2年目以降のご契約継続について …… P 8

3 | 保険料について

- 1 保険料の払込方法 …… P 9
- 2 保険料の支払方法とスケジュール …… P 9
- 3 保険料の払込期日と猶予期間 …… P 9
- 4 契約の解約と返還保険料 …… P10
- 5 契約の失効と返還保険料 …… P11
- 6 重大な事由による解除 …… P11

4 | 保険期間中のご契約内容の変更・各種お手続きについて

- 1 書面によるお手続きが必要なもの …… P12
- 2 お電話のみ受付可能なお手続き …… P12
- 2 マイページでお手続き可能なもの …… P12
- 4 お手続きQ&A …… P13

第2章 保険金請求について

- 1 | 保険金をお支払いする場合 …… P14
- 2 | 保険金をお支払いできない場合 …… P15
- 3 | 保険金の請求方法 …… P17
- Q&A(保険金請求について) …… P21

主な用語のご説明

あ 行

医薬品

保険運営上の医薬品とは「医薬品医療機器等法」にて農林水産大臣もしくは厚生労働大臣より承認された「動物用医薬品」および「人用医薬品」をいいます。

応当日

保険期間中に迎える「契約日に対応する日」のことをいいます。

〈例〉始期日の1ヶ月後の応当日…

4月30日が始期日の場合、1ヶ月後の応当日は5月30日となります。ただし、応当日がない場合は、その月の末日となります。

5月31日が始期日の場合、1ヶ月後の応当日は6月30日となります。

か 行

契約者

保険契約締結後、保険会社との間の契約上の様々な権利(契約内容変更などの請求権)と義務(保険料のお支払い義務)を持つ約款上の「保険契約者」をいい、以下「契約者」といいます。

告知義務

申込書に🌀が付された事項および告知書の記載事項については、ご契約に関する重要な告知事項です。ご契約時に正確に記載してください。これらの記載内容が事実と異なる場合や事実を記載しない場合は、保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除することがありますので、ご注意ください。「どうぶつ健保ぶち」の初年度契約のみ該当します。

さ 行

始期月

始期日が属する月をいい、以下「始期月」といいます。

始期日

保険期間の始期の属する日をいい、以下「始期日」といいます。

失効(死亡失効)

ご契約のどうぶつが死亡したときにご契約の効力が失われることをいいます。

傷病

ご契約のどうぶつが被った障害を約款上「傷病」といい、以下「ケガ・病気」といいます。

(1)ケガ…どうぶつが急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害をいいます。(身体外部から有毒物質等を偶然かつ一時に吸入し、急激に生ずる中毒症状を含みますが、有毒物質を継続的に吸入した結果生ずる中毒症状、細菌性食物中毒およびウイルス性食中毒を含みません。)

(2)病気…(1)のケガ以外をいいます。

主契約

約款のうち「ペット保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)」に記載されている契約内容をいいます。

手術(アニコム損保における手術の定義)

診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて、患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいいます。(縫合のみの場合は含みません。)

全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。

診療明細書

診療を受けた動物病院において会計時に発行される、診療項目ごとの明細が記された書類をいいます。

保険金請求にあたり、診療明細書が発行されない動物病院で診療を受けた場合には、診療項目の内訳等を領収書やレシートに記入していただいでください。

た 行

対応病院

「どうぶつ健保」に対応している動物病院をいいます。

※対応病院で手術を受けた場合、「手術内容証明書」の提出は不要です。

詳しくはP22～P23をご覧ください。

他の保険契約等

この保険契約の全部または一部に対して、支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

どうぶつ

保険の対象となる約款上の「家庭どうぶつ」をいい、以下「どうぶつ」といいます。

弊社では、どうぶつは大切な“家族”であり単なる“ペット”ではないという思いから、法律上誤解を与えない限り「どうぶつ」と表記しています。

特約

普通保険約款に記載されている補償内容をさらに充実させることや、保険料払込方法などについて特別なお約束をすることが目的で適用するものです。

は 行

払込期日

保険料を払い込みいただくお約束の期日をいいます。

引受審査

どうぶつ健康状態によって、弊社が引受の可否や特別な条件を適用(特定傷病除外特約の適用)してお引受できるかを判断する行為をいいます。

被保険者

保険の補償を受けられる方をいいます。ご契約時に被保険者について指定がない場合は、ご契約者が被保険者となります。ただし、被保険者を指定された場合には、ご契約者が被保険者に含まれない場合がありますのでご注意ください。被保険者の範囲は普通保険約款において次のように定められています。

保険証券等記載の被保険者(以下「本人」といいます。)のほか次の方が被保険者となります。

- ①本人の配偶者 ②本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ③本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

保険期間

保険会社が契約に対して補償の責任を負う期間をいいます。

保険金

約款で定められた支払事由に該当したときに、弊社から被保険者にお支払いするお金のことをいいます。

保険金請求書(兼医療照会同意・委任書)

弊社に直接保険金請求をしていただく際にご提出いただく書類のひとつです。

保険証券

ご契約のどうぶつ、ご契約者、被保険者、支払限度額や保険期間などの契約内容を具体的に記載した書類をいいます。

なお、弊社では保険契約の締結時の書面として、「ご契約内容のお知らせ兼意向確認書(控)」をお届けしています。また、マイページから「Web保険証券」の閲覧・ダウンロードができます。

※保険証券の発行が必要な方は弊社までお申し出ください。

保険料

保険契約において、補償を受ける対価としてご契約者にお支払いいただくお金のことをいいます。

ま 行

マイページ

弊社ホームページ上に契約者ごとの「マイページ」をご用意しており、ご契約内容の確認、住所変更などができます。ログイン時には証券番号とパスワードが必要となります。

満期日

保険期間の満期の属する日をいい、以下「満期日」といいます。

や 行

約款

ご契約内容を具体的に記した条文を「保険約款」といいます。保険約款には、普通保険約款と特約があります。

1 | ご契約に際して

1 個人情報の取扱いに関するご案内

弊社およびアニコムグループ各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含まず)を保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、以下(1)から(4)の利用・提供を行うことがあります。なお、センシティブ情報の利用目的は、法令により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- (1)本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- (2)契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をする上での参考とするために、個人情報を他の損害保険会社(少額短期保険業者を含みます。)または、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- (3)弊社とアニコムグループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- (4)再保険引受会社等における再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

弊社およびアニコムグループ各社における個人情報の取扱い、アニコムグループ各社の範囲、アニコムグループ内における個人情報の管理責任者および各種商品やサービスの一覧などについての詳細は、弊社ホームページ(<http://www.anicom-sompo.co.jp/>)をご覧ください。

2 代理店の役割

(1)保険契約の「代理」と「媒介」について

弊社の保険代理店は、弊社との代理店委託契約に基づき、弊社に代わってお客様との間で保険商品内容の説明や、保険契約の締結または媒介を行います。代理店には、保険契約の締結の「代理」権を有する代理店と、保険契約の締結の「媒介」を行う代理店とがあります。また、保険商品によっても代理店の役割が異なりますので、ご契約にあたり代理店の役割がご不明な場合は、弊社または弊社代理店までご確認ください。

(2)「代理」について

新規に保険契約をお申込みいただく場合、保険契約の締結代理権を有する代理店とご締結いただいた保険契約は、有効に成立したことになります。

(3)「媒介」について

代理店がお客様と弊社との間で保険契約の締結の媒介を行う場合は、お客様からの保険契約のお申込みに対して弊社が承諾したときに、保険契約が締結されたものとして有効に成立します。「どうぶつ健保ぶち」の場合、代理店は保険契約の締結の「媒介」を行います。

3 保険料控除

ペット保険「どうぶつ健保ぶち」は、保険料控除の対象にはなっておりませんのでご注意ください。

4 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社である弊社の経営が破綻した場合等には、保険金、返還保険料の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このペット保険「どうぶつ健保」は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっており、万が一弊社が経営破綻した場合の保険金、返還保険料は原則として80%(経営破綻後3ヶ月以内に発生した保険事故にかかる保険金は100%)補償されます。

損害保険契約者保護機構についてご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

お問い合わせ先 損害保険契約者保護機構 TEL: 03-3255-1635 <http://www.sonpohogo.or.jp/>

2 | 保険の特長と仕組み

1 「どうぶつ健保ぶち」概要について

	概要	対象どうぶつ	対象年齢
初年度契約	代理店を通じて、または弊社に直接お申込み(郵送・オンライン加入)いただく商品です。	犬・猫	7歳11ヶ月まで ※保険契約の始期日時点での満年齢
継続契約	「どうぶつ健保ぶち」を引き続きご継続される方を対象とした商品です。	犬・猫	原則、終身ご継続可能です。

2 クーリングオフ制度(契約申込みの撤回等について)

クーリングオフ制度は、初年度契約が対象となります。※継続契約は対象とはなりません。

弊社ではクーリングオフのお手続きを次のとおり受付けております。

- (1)お手続き期間:「お客様が契約を申込みされた日」または「締結前交付書面としての重要事項説明書を受領された日」のいずれか遅い日を起算日として、8日以内であればクーリングオフを行うことができます。
- (2)クーリングオフされる場合は、はがきに次の必要事項をご記入の上、上記期間内(8日以内の消印有効)に必ず郵便にてご通知ください。なお、ご契約を申込みされた代理店では、クーリングオフのお申し出を受付けることはできませんのでご注意ください。

【記入必要事項】

- ご契約をクーリングオフする旨の記載
- ご契約を申込みされた方の住所、氏名、捺印もしくはフルネームサイン、電話番号
- ご契約を申込みされた年月日
- ご契約を申込みされた保険の内容
- ご契約を申込みされた弊社代理店名 a.証券番号 b.ご契約を申込みされたどうぶつの種類および品種

【送付先】〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー 39階
アニコム損害保険株式会社 業務管理部 事務サービス課 クーリングオフ係 行

- (3)保険料の返還:クーリングオフされた場合は、既にお支払いになった保険料をお客様に返還いたします。また、弊社および弊社代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。



クーリングオフのお申し出時点で、既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにお申し出された場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

3 契約条件について

- 家庭で飼養されている愛がん動物または伴侶動物、身体障害者補助犬法に定める盲導犬・介助犬および聴導犬が対象となります。
- 事業用(繁殖用・興行用・闘争用・狩猟用等)の動物はご契約の対象とはなりません。

(1)新規ご契約の対象年齢(保険契約の始期日時点での満年齢)

7歳11ヶ月までです。

(2)その他の条件

原則として健康体であることが条件です。

ただし、治療中のケガ・病気等がある場合でも、「そのケガ・病気は保険の対象外」とする条件(特定傷病除外特約)をつけてお引受ができる場合があります。なお、以下の病気に罹患している、または罹患している疑いがある場合には、契約のお引受自体ができませんのであらかじめご了承ください。また、以下の病気以外でもケガ・病気等の履歴によりお引受ができない場合もあります。(審査の基準について開示することはできません。)

- ①悪性腫瘍
- ②慢性腎不全
- ③糖尿病
- ④肝硬変(肝線維症)
- ⑤副腎皮質機能低下症(アジソン病)
- ⑥副腎皮質機能亢進症(クッシング症候群)
- ⑦甲状腺疾患
- ⑧免疫介在性血小板減少症
- ⑨免疫介在性溶血性貧血
- ⑩巨大結腸症
- ⑪巨大食道症(食道拡張症)
- ⑫腺外分泌不全
- ⑬猫伝染性腹膜炎
- ⑭猫白血病ウイルス感染症

4 ご契約者および被保険者

次のとおりとなりますので、ご確認ください。

(1)「どうぶつ健保ぶち(団体扱・集団扱を除く)」

ご契約者	ご契約の申込みをする方をいい、保険料を支払う義務のある方をいいます。なお、未成年の方(既婚の方を除きます。)の場合は弊社までお問い合わせください。
被保険者	<p>保険の補償を受けられる方をいいます。ご契約時に被保険者について指定がない場合は、ご契約者が被保険者となります。ただし、被保険者を指定された場合には、ご契約者が被保険者に含まれない場合がありますので、ご注意ください。</p> <p>保険証券等記載の被保険者(以下、「本人」といいます。)のほか次の方が被保険者となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本人の配偶者 ●本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ●本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

(2)「どうぶつ健保ぶち」団体扱・集団扱

ご契約者	<p>ご契約の申込みをする方をいい、保険料を支払う義務のある方をいいます。なお、団体扱・集団扱特約を適用してご契約いただけるのは、お勤め先等の団体や集団と弊社との間で「保険料集金に関する契約書」を交わしている場合で、かつ、ご契約者が以下の範囲に該当する場合に限られます。詳しくは弊社までお問い合わせください。また、未成年の方(既婚の方を除きます。)の場合も弊社までお問い合わせください。</p> <p>(1)団体扱によるご契約が可能であるご契約者の範囲 企業等の団体に勤務し、毎月給与の支払いを受けている方を原則としますが、団体によっては、系列会社の社員の方および団体の退職者の方も団体扱の対象とすることができます。お勤め先が系列会社に含まれるか否か等は、代理店または弊社にご確認の上お申込みください。</p> <p>(2)集団扱によるご契約が可能であるご契約者の範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> ①集団の構成員の方 ②集団の構成員の役職員の方 <p>なお、集団ご自身および集団の役職員の方につきましても、団体扱の対象とすることができます。詳しくは、代理店または弊社にご確認の上お申込みください。</p>
記名被保険者	<p>申込書の記名被保険者欄に名前のある方をいい、次のいずれかの方が記名被保険者となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ご契約者 ②ご契約者の配偶者 ③ご契約者または配偶者の同居の親族 ④ご契約者または配偶者の別居の扶養親族
被保険者	<p>保険の補償を受けられる方をいい、上記の記名被保険者に加え、次の方が被保険者となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①記名被保険者の配偶者 ②記名被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族 ③記名被保険者または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

ご契約者および被保険者は反社会的勢力に該当しないことが申込条件です。

保険契約者、被保険者が次の反社会的勢力のいずれかに該当すると認められた場合には、ペット保険普通保険約款に基づき、保険契約は解除されます。

- ①暴力団
- ②暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)
- ③暴力団準構成員
- ④暴力団関係企業その他反社会的勢力

5 告知義務等

初年度契約のみ該当します。

(1)告知義務について

ご契約者には「どうぶつ健保ぶち」初年度契約時に、弊社が告知を求めた次の事項に事実を正確に告げていただく義務があります。これらの告知事項が事実と異なる場合は、保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除することがあります。

- ご契約のどうぶつの種類、品種、体重(混血犬(ミックス犬)の場合)、保険契約の始期日時点での満年齢
- ご契約のどうぶつの過去のケガ・病気の履歴および現在の健康状態(健康状態などにより、特定のケガ・病気をお支払いの対象としない条件(特定傷病除外特約)でお引受できる場合や、お引受できない場合があります。)
- 他のペット保険契約などの有無

保険制度は、多数の人々が保険料を出し合って相互扶助する制度です。したがって、初めから健康状態が悪い場合などについても無条件にお引受をすると、ご契約者間の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、弊社が申込書および告知書でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお申し出ください。

(2)告知方法

申込書および告知書で弊社に告知していただきます。申込書および告知書は、ご契約者本人が正確に記載の上、ご署名をしてください。なお、オンライン加入の場合は、お申込み時の告知事項への入力により弊社に告知していただきます。

6 補償内容について

この保険は、ご契約のどうぶつが、ケガ・病気によって診療を受けたことにより、被保険者が負担された診療費のうち、保険の対象となる診療費に支払割合を乗じた額をお支払いします。ただし、下表のとおり入院・手術といった診療形態*ごとの1日(1回)あたりの支払限度額、限度日数(回数)を上限とします。

*各診療の形態についてはP14をご覧ください。



ご注意

- 入院日数のカウント方法は、例えば2泊3日であれば入院3日となります。
- 手術は入院(日帰り入院を含む)がセットとなり、それぞれ下記支払限度額が適用されます。→例えば、2泊3日の入院中に手術を1回した場合は、入院3日に手術1回の支払限度額を合算して適用します。

	支払割合 70%	支払限度額と限度日数(回数)
入院	1日あたり最高14,000円まで	*1年間にご利用できる日数は20日までです。
手術	1回あたり最高500,000円まで	*1年間にご利用できる回数は2回までです。



ご注意

保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、P15 第2章 保険金請求について「2 保険金をお支払いできない場合」をご覧ください。

7 保険期間と保険責任

保険期間は1年間となり、初年度契約における保険責任の始期および満期につきましては、次のとおりとなります。

① 郵送の場合

始期	毎月25日までに申込書が弊社に到着した場合は、その翌々月1日*の0時
満期	始期日の1年後の応当日前日24時(応当日がない場合は、その月の末日の24時)

*必要書類に不備がある等、弊社が契約の引受に関する審査を終了することができない場合は、契約の始期日を繰延べすることがあります。その繰延べにより保険契約の始期日におけるどうぶつの年齢が変わる場合は、その変わった年齢による保険料を適用します。その際は弊社からの通知等により、変更後の保険期間や保険料等をお知らせします。

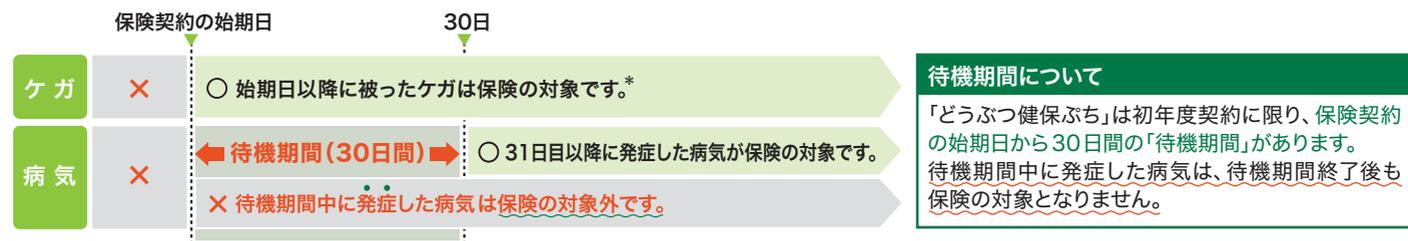
② オンライン加入の場合

始 期	お申込手続きが完了した日の1ヶ月後(翌月応当日)*の0時 *31日などで翌月応当日がない場合は翌々月の1日の0時
満 期	始期日の1年後の応当日前日24時(応当日がない場合は、その月の末日の24時)

ご注意 保険期間が始まった後でも、被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常の原因が生じた時が保険料領収前である場合は、保険金をお支払いできません。

8 待機期間

初年度契約(次年度以降の継続契約を含みません。)に限り、以下のとおり病気が保険の対象とならない期間(待機期間)があります。



※始期日前のケガ・病気は保険の対象となりません。

9 主な特約とその概要

ご契約により適用される特約が異なりますので、「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」等でご確認ください。

特約名	特約の概要
【すべてのご契約に適用される特約】	
入院および手術のみの支払特約	保険金の支払対象を入院および手術に要した診療費に限定する保険契約を締結する場合に適用されます。
継続契約特約	お申し出がない限り満期後は、原則自動的に継続とさせていただきます。継続を希望されない場合には、満期日の翌日が属する月の3ヶ月前の末日までに必ずお申し出ください。
【ご契約により適用される特約】	
通信販売特約	通信手段(おもに郵送・情報処理機器等)の利用により保険の内容を理解し、その利用によって保険契約を締結する場合に適用されます。
特定傷病除外特約	保険証券等に記載の特定のケガおよび病気・先天性異常に関する診療費を、保険金の支払いの対象としない場合に適用されます。
団体扱・集団扱特約	集金契約に基づいて、お勤め先等の「団体」や「集団」が、保険料を給与引去または口座振替等の方法により集金する場合に適用されます。

※詳しい特約の内容については、別冊の「ペット保険普通保険約款および特約」でご確認ください。

10 補償の重複

補償内容が同様の保険契約(ペット保険以外の保険契約に付帯される特約や弊社以外の保険契約を含む)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複している保険契約がある場合、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、要否をご判断いただいた上で、お申込みください。



弊社の別の商品との重複契約の場合、同一の診療費に対して、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われませんのでご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な特約】

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
入院および手術のみの支払特約(「どうぶつ健保ぶち」)	ペット保険(弊社の他のペット保険含む)(「どうぶつ健保ふぁみりい」等)

11 2年目以降のご契約継続について

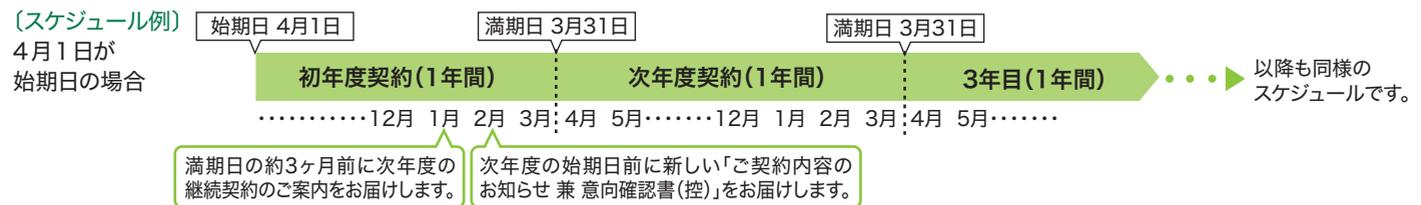
保険期間は1年間ですが、ご契約には「継続契約特約」を適用して引受をさせていただいておりますので、解約等のお申し出がない限り満期後は、原則ご契約は自動的に継続となり、終身ご継続いただけます。



- ご契約者または弊社より別段の意思表示があった場合や、保険金の支払状況、その他弊社の定めるところにより、ご契約を継続いただけない場合があります。
- 自動的にご契約が継続とならない場合や、商品改定により保険料、補償内容などが変更となる場合があります。

お手続きについて

- 満期日の約3ヶ月前に次年度の継続契約のご案内をお届けしますので、契約内容の変更がある場合や、継続を希望されない場合等は、その際に必ずお申し出ください。お申し出がない場合、支払方法(口座情報・クレジットカード情報等)、払込方法(年払・月払)等を前年のご契約と同条件で引受させていただきます。



継続時の保険料について

- 2年目以降は、どうぶつの年齢が1歳上がることに基本保険料も原則、ご契約継続の時点で毎年上がります。

多頭割引について

- 次年度の継続契約手続き時に改めて契約頭数を確認の上、適用します。
- 同一どうぶつが「どうぶつ健保ぶち」「どうぶつ健保ふぁみりい」両方にご契約の場合、多頭割引は適用しません。

3 | 保険料について

1 保険料の払込方法

払込方法は、保険料の全額を1回で払い込む「年払」と12分割して払い込む「月払」があります。
 ※月払の基本保険料は、年払の基本保険料に対し、10%割増を適用し12分割したものです。(10円未満四捨五入)

2 保険料の支払方法とスケジュール

(1) 初年度契約

① 郵送でのお申込みの場合 保険料の支払方法は、クレジットカードか口座振替でのお支払いとなります。(現金はお取扱いしておりません。)

- 口座振替払
- クレジットカード払

② オンライン加入の場合 保険料の支払方法は、クレジットカードでのお支払いとなります。

- 初回保険料・・・保険契約のお申込時にお支払いいただきます。(月払の場合は12分割した2回分の保険料)
- 月払の第2回目以降の保険料・・・始期日の属する月の翌月以降10ヶ月間は1回分ずつ保険料を順月でお支払いいただきます。(利用日は毎月1日となります。)

(例) 3月1日申込日
4月1日始期日
の場合

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
月払	$\frac{2}{12}$	—	$\frac{1}{12}$									

ただし、お申込日が31日などで翌月応当日がなく、翌々月1日が始期日となる場合には、下表のとおりとなります。

(例) 3月31日申込日
5月1日始期日
の場合

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月払	$\frac{2}{12}$	—	—	$\frac{1}{12}$									

(2) 団体扱・集団扱契約(初年度契約・継続契約を含む)

- 団体扱契約・・・お勤め先等による給与引去または口座振替でのお支払いとなります。
- 集団扱契約・・・口座振替でのお支払いとなります。

保険契約の始期月の翌々月より給与引去または口座振替が開始となります。

(3) 継続契約(団体扱・集団扱を除く)

始期月前月に口座振替等により保険料を引落とします。月払は、始期月前月から順月で12分割した保険料の1回分ずつをお支払いいただきます。

⚠️ 注意 **保険料のお支払いが遅れた場合** 万が一、スケジュールどおり保険料をお支払いいただけない場合は、保険料のお支払い前にどうぶつが被ったケガ・病気による診療費に対し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

3 保険料の払込期日と猶予期間

払込期日とは、保険証券等に記載された保険料の払い込みに関する期日をいいます。この期日までに保険料を払い込みください。
 初回保険料および第2回目以降の月払保険料の払込期日と払込猶予期間満了日は、次のとおりです。
 払込猶予期間内に所定の保険料が払い込まれない場合には、ご契約が解除され保険金が支払われませんのでご注意ください。
 なお未払いが発生した場合、次表の払込期日または払込猶予期間満了日までに保険料を払い込みいただいても、弊社で入金の確認ができるまでの間、保険金のお支払いができませんのでご了承ください。

- 初回保険料
 - ・初年度契約(オンライン加入を除く)
 - ・継続契約

(例) 4/1 始期日の場合



*初回保険料払込猶予期間満了日について

- ご契約者に故意または重大な過失がなかったと弊社が認める場合は、始期月の翌々月末日とします。
- オンライン加入に限り、初回保険料未払いの場合は払込猶予期間がありませんので、契約は成立しません。

- 第2回目以降の月払保険料

(例) 4月の保険料が未払いの場合



【保険料未払いの場合のお取扱い】

ご契約年度や、保険料の支払方法、払込回数により、未払いの場合のお取扱いが異なります。保険料の払い込みが弊社で確認できない場合は、状況に応じてコンビニエンスストアでの「専用払込票」や「保険料再請求のご案内」等をお送りさせていただきますので、ご了承ください。

- 団体扱・集団扱契約

保険証券等でご確認いただいた上で、払込期日までに保険料を払い込みください。なお、払込期日は次のとおりです。

保険料の支払方法	年払保険料および初回の月払保険料の払込期日	第2回目以降の月払保険料の払込期日
給与引去	保険契約締結後、団体が保険料控除手続きを行い得る最初の給与支払日 ※ご契約者が直接弊社に払い込む場合は、保険契約締結の時とします。	左記の給与支払日が属する月の翌月以降毎月の給与支払日
口座振替	保険契約締結後、団体または集団が保険料の口座振替を行い得る最初の口座振替日 ※ご契約者が直接弊社に払い込む場合は、保険契約締結の時とします。	左記の払込期日が属する月の翌月以降毎月の口座振替日

【団体扱・集団扱特約が失効した場合の未払込保険料】

以下の理由等により団体扱・集団扱特約が失効することがあります。この場合は、保険料全額から既に払い込まれた月払保険料の全額を差し引いた未払込保険料の全額を、未払込保険料の払込猶予期日までに、団体や集団を経ずに一括して弊社に払い込みください。

- 退職等によりご契約者が団体の役職員でなくなった場合
- ご契約者が集団の構成員でなくなった場合
- 団体や集団と弊社の間で交わしている「保険料集金に関する契約書」に定められたご契約者の人数に不足する場合
- 口座振替方式で、2回連続して振替不能となった場合 など

4 契約の解約と返還保険料

ご契約者の意思による解約(任意解約)

ご契約を解約される場合は弊社までお申し出ください。解約の返還保険料は下表のとおりです。

年 払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式) 返還保険料 = 年払保険料 × 未経過期間に対応する日割
月 払	未経過期間に対応する分の月払保険料は請求いたしません。ただし、既経過期間に対応する月払保険料のうち、払い込みをいただいていない保険料がある場合は、その分の請求をいたします。

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- 保険料の払込方法が月払の場合、解約された月の翌月以降も引落としが発生することがありますのでご注意ください。

ご注意 一旦、この保険契約を解約された後に同じどうぶつについて新たに弊社のペット保険にお申込みいただく際には、どうぶつの健康状態によっては新たにご契約いただくことができない場合、あるいは特定のケガ・病気が保険の対象外となる場合があります。また、新規契約扱いとなりますので、病気が保険の対象とならない待機期間が適用されます。(次年度以降の継続契約には適用されません。)

5 契約の失効と返還保険料

ご契約のどうぶつが死亡した場合は、保険契約は失効となりますので、弊社までお申し出ください。この場合の返還保険料は下表のとおりです。

年 払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式) 返還保険料 = 年払保険料 × 未経過期間に対応する日割
月 払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式) 返還保険料 = 既払込保険料 - (月払保険料 × 12) × 既経過期間に対応する日割

- 契約内容および失効の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- 保険料の払込方法が月払の場合、失効された月の翌月以降も引落としが発生することがありますのでご注意ください。

詳しいお手続きにつきましては、P13(Q5)をご覧ください。

6 重大な事由による解除

この保険では、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約を解除することがあります。

- (1) 保険契約者、被保険者が保険金を支払わせる目的で契約どうぶつにケガ等をさせた場合
- (2) 保険契約者、被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- (3) 被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合
- (4) 上記のほか、(1)から(3)と同等に弊社の信用を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

4 | 保険期間中のご契約内容の変更・各種お手続きについて

1 書面によるお手続きが必要なもの

- 保険料振替口座
 - どうぶつの死亡
 - 保険契約の継承(譲渡)
 - ご契約者の死亡
- マイページより発送の依頼をしていただくか、弊社へお電話ください。
- 弊社へお電話ください。
(マイページからの発送依頼はできません。)

2 お電話のみ受付可能なお手続き

- 「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」の再発行
- 再発行のお手続きをいたしますので、弊社へお電話ください。

ご注意 あんしんサービスセンターまでご連絡いただく際のご注意事項

- お手続きの際は、ご契約者本人よりご連絡ください。
- ご契約者の本人確認* をさせていただきますので、ご契約内容が確認できる書類(「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」等)を必ずお手元にご用意ください。

*本人確認・・・ご契約者名、証券番号、お電話をかけていただいている方のお名前・ご契約者との関係(ご契約者本人・被保険者・左記以外の第三者)等をお伺いします。

あんしん サービスセンター **0800-888-8256** 携帯電話 PHS OK! 受付時間: 平日 9:30~17:30 土日・祝日 9:30~15:30
※サービス向上のため、通話内容を録音させていただきます。

3 マイページでお手続き可能なもの

弊社ではホームページ上に、契約ごとの「マイページ」をご用意しています。Web上でお手続きができますのでぜひご利用ください。

ご契約内容のお手続き

- ご契約者情報
住所・電話番号・メールアドレスの変更、改姓等
- クレジットカード情報の変更
- パスワードの変更
- どうぶつ死亡、保険契約の解約
※詳しいどうぶつ死亡のお手続きについては、P13(Q5)をご覧ください。
- お手続き書類の発送依頼
どうぶつの死亡、保険料振替口座の変更
※支払方法をクレジットカード払から口座振替払への変更(またはその逆)をご希望の場合は、次年度契約からとなります。
- 「WebでEco!」のご登録
- 継続契約のお手続き

※団体扱・集団扱契約の場合、一部ご利用できないものもあります。ご了承ください。

各種書類のダウンロード

- Web 保険証券*の閲覧・ダウンロード
*ご契約内容がすべて確認できる書類です。
- 保険金請求書(兼医療照会同意・委任書)
- 手術内容証明書 「どうぶつ健保」対応病院以外で手術を受ける場合に必要です。
- 料金後納用紙

※ダウンロードの上、印刷してご使用ください。

ご利用の際には弊社発行のパスワードが必要となります。

下記URLへアクセス >> 証券番号・パスワードを入力してログイン

ご契約状況の確認

- ご契約内容の照会
- 保険料払込状況の確認
お支払いいただいた保険料の入金日等をご確認いただけます。
- 保険金等ご利用明細
保険金のお受取状況の詳細をご確認いただけます。
- 保険金請求手続き状況の確認
保険金の請求受付からお支払いまでの進捗状況をご確認いただけます。



<https://cs.anicom-sompo.co.jp/user/>



アニコム損保マイページ

検索



ご契約者からいただく「よくあるご質問」への回答は、弊社ホームページでもご覧いただけます。
<http://faq.anicom-sompo.co.jp>

Q1 改姓しました。どのような手続きが必要ですか？

A マイページにてお手続きができます。なお、以下のお手続きを伴う場合には、あんしんサービスセンターまでご連絡ください。
 ●保険料振替口座等の変更手続き ●ご契約のどうぶつ譲渡手続き

Q2 クレジットカード、保険料振替口座を変更したいのですが。

A クレジットカードの変更は、マイページからお手続きください。
 口座振替の変更は、書類でのお手続きが必要となりますので、マイページで書類送付をご依頼いただくか、あんしんサービスセンターまでご連絡ください。なお、弊社に書類をご提出いただいてから銀行等での登録まで1ヶ月~2ヶ月程かかります。
 また保険契約期間中でのお支払方法の変更(口座振替からクレジットカード、またはその逆)はできません。クレジットカードの紛失等で、それまでのお支払方法が継続できない場合は、未払込保険料のお支払方法についての手続きをご案内させていただきます。

Q3 先月は口座振替できていましたが、残高不足により、今月は振替できませんでした。どうしたらよいですか？

A 口座振替で保険料の振替ができなかった場合、翌月に再度、保険料振替口座にご請求させていただきますので、振替日の前日までにご準備ください。月払におきましては、翌月分保険料とあわせてのご請求となります。ただし、ご契約の状況により、コンビニエンスストア「専用払込票」にてお支払いいただく場合がございますので、詳しくは、払込票に記載のご案内にてご確認をお願いします。なお、口座変更等の理由により、翌月も振替ができない場合には、お手続きに必要な書類をお送りしますので、あんしんサービスセンターまでご連絡ください。

Q4 どうぶつを譲渡することになりました。何か手続きが必要ですか？

A ご契約者本人よりあんしんサービスセンターまでご連絡ください。ご契約の継続を希望される場合、希望されない場合に応じて手続方法をご案内します。

(1)ご契約の継続を希望の場合

保険契約の承継(譲渡)になりますので、現在のご契約者(譲渡される方)と今後のご契約者(譲受人)連名でお手続きをしていただきます。なお未払込保険料につきましては、現在のご契約者に対し一括でご請求させていただきます。

(2)ご契約の継続を希望されない場合

解約のお手続きになります。

Q5 どうぶつが死亡しました。

A 必ずお手続きが必要です。
 ●マイページでの手続き(お亡くなりになってから1ヶ月以内)
 ●書面(解約書類)での手続き ※あんしんサービスセンターにお電話いただくか、マイページにて書類送付をご依頼ください。

お亡くなりになってから1ヶ月以上経過している場合のお手続きについて

マイページでのお手続きはできませんので、書面でのお手続きとなります。また、客観的にどうぶつの死亡が確認できる書類(死亡診断書、火葬等の領収書のコピー)の提出が必要となりますので、弊社より書類が届きましたら同封の上、ご返送ください。なお、死亡確認の書類をご提出いただけない場合は、任意解約扱い(お申し出時点で解約)となりますのでご了承ください。



ご契約後に以下の事由が生じた場合には、弊社までご通知願います。
 ●ご契約者が住所を変更されたとき ●保険期間の途中でご契約のどうぶつを譲渡(ご契約者を変更)されたとき
 ●ご契約者が死亡されたとき ●ご契約のどうぶつが死亡したとき など

第2章 保険金請求について

1 | 保険金をお支払いする場合

被保険者が負担された入院および手術の診療費が、以下の両方にあてはまる場合は、その診療費に対して保険金を支払います。

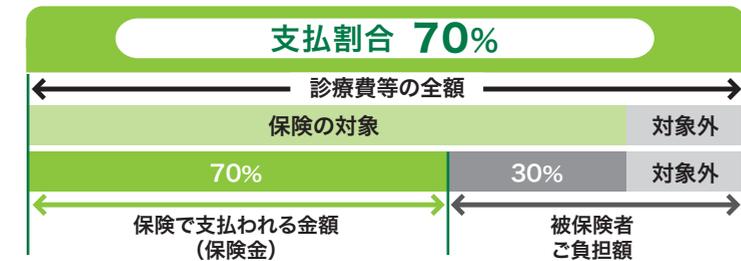
- ご契約のどうぶつがケガ・病気を被ったことによる診療費であること
- 保険期間中、かつ、日本国内での診療による診療費であること

*各診療の形態について

入院 自宅等での治療が困難なため、どうぶつを動物病院内にて、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。

手術 診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて、患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいいます。(縫合のみの場合は含みません。)
 全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。

支払われる保険金の計算方法



※入院・手術といった診療形態ごとの支払限度額があります。詳しくはP6「6 補償内容について」をご覧ください。

保険金計算例 ワンちゃんが椎間板ヘルニアで入院！ 8泊9日の入院+手術1回

診療費総額	534,700円
手術費 490,700円(検査費、麻酔費、薬等含む) + 入院費 42,500円(9日分) =	533,200円
支払割合 70%	533,200円 × 70% = 373,240円
手術 + 入院の支払限度額を確認	手術費 1回最高500,000円 + 入院費 1日最高14,000円 × 9日 = 626,000円
お支払いする保険金	373,240円
保険の対象外 お持ち帰りのフード	30% 159,960円 1,500円
お客様ご負担額	161,460円

- point 保険の対象となる項目の対象額を算出します。
- point 保険の対象額に支払割合を掛けます。
- point 支払限度額を確認します。

2 保険金をお支払いできない場合

1 主な保険対象外の例

次に掲げる事由によって生じたケガ・病気等に対しては、保険金をお支払いできませんので、全額自己負担をお願いします。



この保険では通院の診療費は、保険の対象となりません。

既往症・先天性異常 等	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約の始期日より前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常ならびに待機期間中に発症していた病気・先天性異常 等 ●始期日より後であっても、弊社が保険料を領収する前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常 等 ●特定傷病除外特約(「ご契約案内のお知らせ 兼 意向確認書(控)」の特記事項欄に記載)に該当するケガおよび病気・先天性異常 等
ワクチン等の予防接種により予防できる病気	<ul style="list-style-type: none"> ●犬パルボウイルス感染症 ●犬ジステンパーウイルス感染症 ●犬パラインフルエンザ感染症 ●犬伝染性肝炎 ●犬アデノウイルス2型感染症 ●狂犬病 ●犬コロナウイルス感染症 ●犬レプトスピラ感染症 ●フィラリア感染症 ●猫汎白血球減少症 ●猫カリシウイルス感染症 ●猫ウイルス性鼻気管炎 ●猫白血病ウイルス感染症 <p>ただし、これらの病気の発症日がその予防措置の有効期間内である場合および獣医師の判断により、予防措置を講じることができなかつたと認められる場合は、保険金をお支払いします。</p>
妊娠・出産にかかわる費用 等	家庭どうぶつの交配、妊娠、出産、早産、帝王切開、流産、人工流産ならびにそれらによって生じた症状およびケガ・病気 等
(保険制度運営上)ケガ・病気にあたらぬもの	<ul style="list-style-type: none"> ●去勢(停留睪丸による去勢を含む)・避妊手術 等 ●乳歯遺残、停留睪丸、睫毛乱生、涙やけ、臍(サイ:へそ)ヘルニア、そけいヘルニア 等 ●歯石取り、肛門腺しぼり 等 ●耳掃除、爪切り(狼爪(ろうそう)の除去を含む)、断耳、断尾 等
予防費用 等	<ul style="list-style-type: none"> ●マイクロチップの装着費用 ●予防目的の診療費(狂犬病予防接種、ワクチン接種、フィラリア予防、ノミ・マダニの寄生予防 等) ※駆虫等の治療目的で予防薬を使用する場合であっても、持ち帰りは保険の対象外となります。
検査費用	●健康診断費用 等 ●健康体に施す検査(症状を伴わない血液検査・糞便検査・フィラリア検査)費用 等
健康食品・医薬部外品 等	<ul style="list-style-type: none"> ●動物病院で処方される療法食 等(ただし、入院中の食餌を除く) ●獣医師が処方する医薬品医療機器等法上の医薬品以外のもの(健康補助食品(サプリメント)、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品、日本で未承認の薬剤を海外から輸入して処方された場合 等) ●持ち帰りのシャンプー、イヤークリーナー 等(薬用・医薬品を含む) ※洗浄剤以外で承認されている消毒薬等の医薬品であっても、皮膚洗浄目的で使用される製品は、シャンプーとして保険の対象外となります。
代替医療 等	中国医学(鍼灸を除く)、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法、酸素療法、理学療法(リハビリテーション)等代替療法、減感作療法(医薬品を使用する場合も含む) 等
治療付帯費用 等	<ul style="list-style-type: none"> ●時間外診療費、往診料 ●ペットホテルまたは預かり料(治療中であっても契約者、被保険者都合のお預かりの場合は保険の対象外となります。)、散歩料、文書作成料、またはこれらの同種の費用 等 ●カウンセリング料、相談料、指導料 等 ●安楽死、遺体処置および解剖検査(死因分析) 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約いただいているどうぶつではない ●保険料払込猶予期間内に保険料が支払われていない ●診療日時点で保険契約が解約・解除・取消されている ●契約者・被保険者により故意または重大な過失、被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為が原因で生じたケガ・病気 等 ●地震、噴火またはこれらによる津波(風水害等を含む)が原因で生じたケガ・病気 ●被保険者が獣医師である場合、自らの診療で発生した診療費 等

など

※すべてを記載しておりませんので、上記以外については別冊の「ペット保険普通保険約款および特約」別表1(第3条2項関係)でご確認ください。

2 保険金をお支払いできない主な場合

以下の場合、保険金をお支払いできませんので、全額自己負担をお願いします。

(1)ケガ・病気、先天性異常(病気の場合、確定診断ができる前の症状を含む)の「発症日」が初年度契約の始期日より前に該当する場合

※診療日が保険期間内であっても、お支払いできません。



ケガ・病気の原因が生じたときに保険契約の始期日前であった場合、保険金のお支払いはできません。特に慢性疾患(先天性疾患、眼科疾患、アレルギー等)や診療費が高額なケガ・病気の保険金請求については、弊社指定の獣医師による検査や、動物病院のご協力の下、より詳細な調査を行う場合があります。保険制度の公平性を保つためにも、ご理解・ご協力をお願いします。

※弊社より保険金をお支払いした後であっても、当該調査を行う場合があります。調査結果によっては、弊社がお支払いした保険金の返還をお願いすることがありますのでご了承ください。詳しくは、別冊の「ペット保険普通保険約款および特約」第2章第2条(保険金を支払わない場合-1)でご確認ください。

(2)初年度契約の待機期間中に発症した病気、およびその病気の継続診療に該当する場合

※他院での受診があった場合を含みます。 ※診療日が待機期間終了後であっても、お支払いできません。

※ケガは待機期間中に受傷した場合でも保険の対象となります。



※待機期間につきましては、P7をご覧ください。

(3)「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」の「特記事項」に記載のあるケガ・病気、またはそれに起因するケガ・病気

※特記事項に記載の内容が事実と異なる場合は弊社までご連絡ください。

種類 / 名前			
どうぶつ名	ちくわちゃん		
生年月日	2014年1月29日	年齢	3歳
特記事項	心疾患		
適用されている特約・割引について	<ul style="list-style-type: none"> ●適用されている特約・割引について ペット賠償責任特約 1事故支払限度額 1,000万円まで 1事故につき自己負担額 3,000円 適用されている特約 入院および手術のみの支払特約、通院給付特約、継続給付特約 適用されている割引 多額割引! 		

(4)保険期間外に診療を受けた場合

※ケガの受傷日、病気・先天性異常の発症日が保険期間内であっても、診療日が保険契約終了後の場合、お支払いできません。



(5)限度日数(回数)に達している場合

(6)通院の診療費

3 保険金の請求方法

動物病院での診療後、被保険者ご自身で請求書類を作成し弊社へお送りいただきます。お手続きをスムーズに行うため、退院日から30日以内に保険金請求書類をお送りください。

動物病院の窓口で

- 1 動物病院の窓口で診療費等の全額を一旦お支払いください。
- 2 診療後、診療明細書(または領収書)を必ずお受取りください。



保険金の請求方法

- 1 診療後、診療明細書(または領収書)の記載に不足がないか確認してください。

診療明細書 (原本)

診療明細書			
1 安心 優子 様	2 カルテNO: 01234	3 アニコム動物病院 〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1 03-1234-XXXX	4 2017/10/7~2017/10/10
5 2017/10/7~2017/10/10	6 異物誤飲	7 受傷日 2017/10/7	8 No.0123
診療項目(内容)	単価	数量	金額
再診料	¥500	1	¥500
検査料	¥15,000	1	¥15,000
手術料	¥30,000	1	¥30,000
入院料	¥1,500	3	¥4,500
内服薬	¥1,200	1	¥1,200
おしらせ 次回来院日は○月○日です。	小計		¥51,200
	消費税		¥4,069
	請求額合計		¥55,296

領収書 (原本)

表面

2 サクラちゃん

1 安心 優子 様

金額 ¥55,296

但 入院手術費として
上記正に領収いたしました

小計 ¥51,200

消費税等 ¥4,096

3 アニコム動物病院
〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1
03-1234-XXXX

裏面

5 2017/10/7~2017/10/10

6 異物誤飲

8 カルテNO: 01234

4 内訳

再診料 ¥500

検査料 ¥15,000

手術料 ¥30,000

入院料 ¥4,500

内服薬 ¥1,200

7 受傷日 2017/10/7

※請求の際は、原本が必要となります。診療明細書(または領収書)は、保険金のお支払い後に請求内容をご確認いただけるよう、ご自身でコピーの上、お手元に保管いただきますようお願いいたします。

必ず上記が記載されているか確認してください。

保険金請求手続きに必要な項目となりますので、不足している項目がある場合は余白または裏面に、動物病院でご記入いただくか被保険者ご自身でご記入ください。

- 1 被保険者名(飼い主名等の表記でも可)
 - 2 どうぶつ名
 - 3 動物病院情報(病院名・電話番号)
 - 4 内訳
 - 5 診療日(入院日・退院日)
 - 6 診断名もしくは症状名
 - 7 受傷日/発症日
 - 8 カルテ番号(診察券等でわかる場合)
- ※系列病院が複数記載されている場合は、該当病院に○印をつけてください。

お願い

速やかにお支払手続きが進むよう、動物病院発行の明細書、領収書には薬の名前、金額を動物病院で記入いただくか、被保険者ご自身でご記入ください。なお、「薬の効能説明書」がある場合はコピーの上、お薬の金額を記入してください。※診療費が未払いの明細書、領収書ではご請求いたしません。

アニコム動物病院
新宿区西新宿8-17-1
03-1234-XXXX

2017年10月1日

1 フォルテコール

診察料	¥500
検査料	¥4,500
入院料	¥1,500
処方料	¥200
内服薬A	¥2,500
内服薬B	¥1,200
小計	¥10,400
ネフガード 200円	
バイオイバスター 1,000円	

安心 優子様 サクラちゃん様 2017年10月1日

処方のお薬	お薬の名前	効能
赤いカプセル	1,000円	
ピンクの錠剤	500円	

アニコム動物病院
新宿区西新宿8-17-1 TEL:03-1234-XXXX おだいに

- 2 保険金請求書(兼医療照会同意・委任書)*を記入してください。

*保険金請求書(兼医療照会同意・委任書)は「どうぶつ健保ぶち」専用のものをコピーしてご利用ください。



保険金請求書とともにお送りいただく診療明細書(または領収書)の必要枚数

入院 1回の入院ごとに1枚

手術 「どうぶつ健保」未対応病院で手術を受ける場合は、「手術内容証明書」が必要です。
※「手術内容証明書」と弊社における手術の定義につきましては、P20をご覧ください。

- 3 保険金請求をする診療内容等を確認してください。

以下を参考に、保険の「対象」となる診療であることを確認してください。



治療目的の診療費が含まれる診療明細書ですか?

※予防目的のみの診療の場合は、保険金をお支払いできません。

診療明細書	
再診料	¥540
避妊手術	¥20,000
麻酔料	¥15,000
入院費	¥3,000
合計	¥38,540



通院のみの診療ではありませんか?

※通院時の費用は、保険金をお支払いできません。

診療明細書	
再診料	¥540
処置料	¥864
内服薬	¥2,160
予防薬	¥1,728
合計	¥5,292

4 保険利用回数の管理をしてください。

被保険者ご自身にて利用回数の管理をお願いします。
ご契約後にお届けする「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」
表面の保険利用回数管理表に、入院日(手術日)をご記入ください。



手術は入院がセットとなります。

〈例〉日帰り手術の場合
入院1日、手術1回

残り日数に
気をつけてください。



「どうぶつ健保ふぁみりいぶち」は、動物病院の窓口での精算はできませんのでご注意ください。
※詳しい保険金請求方法につきましては、アニコム損保のホームページまたは「ご契約のしおり(兼 保険金請求方法のご案内)」をご確認ください。

保険利用回数 管理表

被保険者ご自身にて右記の管理表で
利用回数の管理をお願いします。

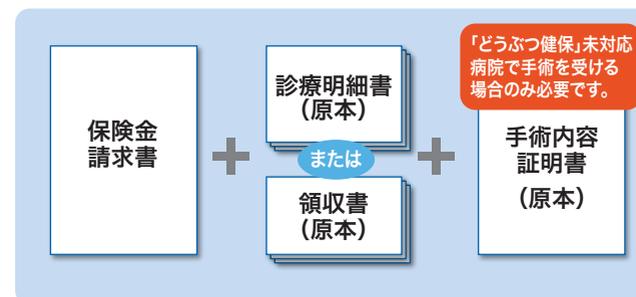
〈管理表〉 支払割合 70%

入院		支払限度額 1日あたり限度額 14,000円まで ※1年総利用日数 20日まで									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19	20				
手術		支払限度額と 限度回数 1日あたり限度額 500,000円まで ※1年総利用回数 2回まで									
1	2										

※お問い合わせ・各種お手続きはあんしんサービスセンターへ
あんしんサービスセンター 0800-888-8256 受付時間:平日 9:30~17:30 土日・祝日 9:30~15:30
ホームページからもお問い合わせ・ご質問を受け付けております。 <http://www.anicom-sompo.co.jp/>

〈ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控) 表面〉

5 保険金請求書と診療明細書(または領収書)の原本を封筒に入れて、ポストへ投函してください。



※診療明細書、領収書は保険金請求書にのりづけせずに封筒へお入れください。
※必要に応じて別途書類のご提出をお願いする場合があります。

保険金請求書類の送付先

- 別紙の(保険金請求書送付用ラベル)をコピーして定形封筒に貼付してください。
- 送付用ラベルに印字された郵便番号と異なりますが、ご自身で送料を負担される場合は、下記の番号を記載してください。

〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1
住友不動産新宿グランドタワー39階
アニコム損害保険株式会社 給付サービス部 行



保険金を請求する際のご注意

- 複数の日数分をまとめてご請求いただいた際、入院のご利用日数が超えていた場合には古い診療日から優先して保険金をお支払いします。保険金の金額等は考慮いたしませんので、請求時にはご注意ください。

別のペット保険契約*がある方へ

*同一どうぶつにおいて、補償内容が同様の保険契約(弊社および他社のペット保険や、ペット保険以外の保険契約に付帯される特約を含む)が他にある場合

各契約の補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、どの契約から保険金請求するかを判断の上、ご請求ください。

なお、弊社の別の商品(「どうぶつ健保ふぁみりい」等)との重複契約の場合、同一の診療費に対して、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われません。

〈例〉1泊2日の入院、診療費総額30,000円(すべて補償対象の場合)

		〈Case 1〉 「どうぶつ健保ぶち」から 保険金を請求		〈Case 2〉 「どうぶつ健保ふぁみりい」から 保険金を請求	
「どうぶつ健保ぶち」 支払割合 70%	保険金	21,000円	保険金21,000円を お支払いします。	「どうぶつ健保ぶち」から 保険金は支払われません。	
	自己負担額	9,000円			
「どうぶつ健保ふぁみりい」 支払割合 50%	保険金	15,000円	「どうぶつ健保ふぁみりい」から 保険金は支払われません。	保険金15,000円を お支払いします。	
	自己負担額	15,000円			

お支払済み(窓口精算含む)の保険金を取り下げることはできません。

「どうぶつ健保ぶち」にて保険を利用される場合、「どうぶつ健保」対応病院の窓口ではどうぶつ健康保険証の提示を控えてください。

提示をした場合、「どうぶつ健保ふぁみりい」等から保険金が支払われます。

お手続き完了

すべての書類が弊社に到着した日から、その日を含めて30日以内に被保険者のご指定口座に保険金をお支払いします。

ただし、保険金のお支払いにあたり30日を超えて特別な調査が必要となる下記の場合につきましては、それぞれの日数を経過するまでに保険金をお支払いします。

※診療後、日数が経過してからのご請求につきましては、お支払いに通常より時間がかかる場合があります。

※書類に不備や記入もれがあった場合には、すべての確認が完了した日からその日を含めて30日以内にお支払いとなります。

保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院等による診断等の結果について照会が必要となる場合	90日
災害救助法が適用された地域における保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合	60日

ご注意 お支払いした保険金は、さかのぼって取消し・変更をすることはできません。

重要

「どうぶつ健保」未対応病院で手術を受ける場合、**保険金請求書と診療明細書(または領収書)**に加えて、「**手術内容証明書**」が必要です。

別紙の**手術内容証明書**をコピーして記入を依頼してください。

診療を受けられた動物病院で、すべての項目を記入いただけてください。
同等の内容であれば、動物病院発行の診断書をご利用いただけます。

※文書作成料は被保険者のご負担となります。



ご注意 CT、MRIは手術扱いではありません。手術を伴わない入院時にこれらの検査を行った場合、入院の支払限度額内での補償となります。

アニコム損保における「手術」の定義

診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて、患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいいます。(縫合のみの場合は含みません。)

全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および食道・胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。

Q&A (保険金請求について)

ご契約者からいただく「よくあるご質問」への回答は、弊社ホームページでもご覧いただけます。
<http://faq.anicom-sompo.co.jp>

Q1 去勢、避妊手術は保険の対象となりますか？

A 予防目的の去勢、避妊手術は保険の対象となりません。ただし、乳腺腫瘍などの治療の一環としての手術を行う場合は保険の対象となります。

Q2 CTやMRIは保険の対象となりますか？ また、手術として補償されますか？

A 保険の対象となる診療における検査であれば、保険の対象となりますが、**手術扱いではありません。**
 手術を伴わない入院時にこれらの検査を行った場合は、入院の支払限度額内でお支払いとなります。

Q3 日帰り手術でも補償されますか？

A 「手術」の定義に該当する診療を受けた場合は、入院1日と手術1回の支払限度額の範囲内で保険金をお支払いいたします。

Q4 手術を受ける予定の動物病院が、「どうぶつ健保」対応病院かどうかを調べる方法がありますか？

A アニコム損保の「どうぶつ健保」対応病院は、四角い緑色ステッカーが目印です。
 また、右記のQRコードから日本全国の「どうぶつ健保」対応病院を検索することができます。



Q5 退院日に別の病院へ入院した場合、支払限度額はいくらになりますか？

A 退院日と入院日が同日の場合は、保険の対象となる診療費を合算の上、入院日数に1日あたりの支払限度額を乗じた金額を上限として保険金を計算します。

(例)

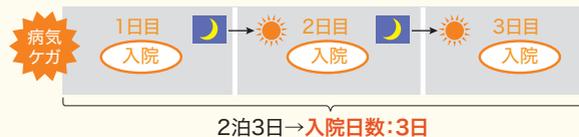
入院日	A病院	B病院
入院日	8/1 日帰り入院	8/1~8/2 1泊2日入院
保険の対象となる診療費	12,000円	35,000円
支払割合70%	12,000円×70%=8,400円	35,000円×70%=24,500円
	8,400円+24,500円=32,900円	
入院日数と支払限度額	入院日数=2日 支払限度額=28,000円(14,000円×2日)	
お支払いする保険金	28,000円	

Q6 2泊3日で入院した場合、入院日数は2日？ 3日？ その時、手術を受けたら、支払限度額はようになりますか？

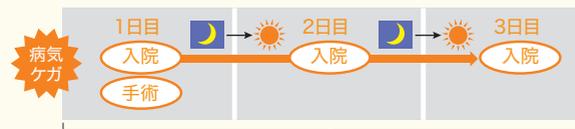
A 入院3日と数えます。手術を伴う場合、入院がセットとなり、それぞれの支払限度額を合算して適用します。

(例) 入院3回と手術1回の支払限度額を合算、最大で542,000円までお支払いできます。

●入院日数



●手術を伴う場合、入院がセットとなりそれぞれの支払限度額を合算して適用します。



最大で542,000円までお支払いできます。

Q7 夜間専門病院で診療し、診療中に午前0時を超えた場合は入院2日となりますか？

A 入院2日とはなりません。夜間専門病院の場合は、診療中に夜間専門病院の診療時間を超えた場合に入院2日となります。

Q8 必要な書類を送ってから保険金を受け取るまでにどれくらい日数がかかりますか？

A 書類到着後から、**原則30日以内**にお支払いします。ただし、動物病院への照会等が必要な場合、最大90日以内にお支払いします。

Q9 保険金請求後の取消しはできますか？

A 保険金支払手続き完了までにご連絡いただいた場合、請求の取消しをさせていただきます。なお、補償を受けられた後、さかのぼって取消し・変更をすることはできません。

Q10 保険を利用する診療を選びたいのですが。

A 保険の利用を希望する診療のみ選択いただき、弊社へご請求ください。
 詳しくはP17「保険金の請求方法」をご覧ください。

入院の限度日数(20日)について

Q11 補償可能な入院日数はどこで確認できますか？

A マイページにてご確認ください。弊社が受付前のご請求に関しては掲載されておりませんので、必ず被保険者ご自身にて利用された診療日を「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」の表面の「管理表」に記載いただき、日数の管理をお願いします。

Q12 「どうぶつ健保ふぁみりい」にも契約している場合、保険金は2つの契約から支払われますか？

A 弊社の別の商品との重複契約の場合、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われません。各契約の支払割合や保険の残日数(回数)を考慮の上、どちらの契約から保険金を請求するかご判断いただき、ご請求ください。詳しくは、P19をご覧ください。

マイページをぜひご利用ください!

保険金等受取実績等をご確認いただけます。

各種書類のダウンロード

- 保険金請求書(兼医療照会同意・委任書)
- 手術内容証明書
- 料金後納用紙



ログイン方法

アニコム損保マイページ

検索

<https://cs.anicom-sompo.co.jp/user/>

上記URLへアクセス >> 証券番号・パスワードを入力してログイン

弊社では、メール配信サービスを行っています。

ご登録がお済みでない方はマイページからご登録ください。

- 保険金請求受付メール
保険金請求を受付けたことのお知らせします。
- 保険金支払い手続き完了メール
保険金のお支払い手続きが完了したことをお知らせします。

※当メールの配信は、PCのメールアドレスを登録されている方が対象となります。